

事務事業評価一覧(第1章)

No.	実施計画頁	章名	節名	基本施策名	個別施策名	課名	班名	事業名称(補助金名称)	事業概要	R4評価	今後の方針
1	2	1	1	1	②	健康こども課	こども班	子ども・子育て支援交付金事業(地域子育て支援拠点事業)	家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するとともに、子どもの健やかな育ちを支援するため、乳幼児及びその保護者が相互に交流し、子育て相談や情報提供、助言を受けられるような地域子育て支援機能の充実を図る。	B	
2	2	1	1	2	①	健康こども課	こども班	子ども・子育て支援交付金事業(一時預り事業)	日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となる乳幼児に対して、また、育児疲れなどによる保護者の心理的・身体的負担の軽減のために、主として昼間に保育所において一時的な保育を実施することで、安心して子育てできる環境を整備する。	B	
3	3	1	1	2	①	健康こども課	こども班	子ども・子育て支援交付金事業(保育対策等促進事業)	就労実態の多様化等に伴う保育時間の延長ニーズに対応するため、通常の利用日以外や利用時間以外において、保育所および認定こども園等で保育を実施する。また、病児保育のニーズに対応するため、病院や保育所等で病気の子どもを一時的に保育する。	B	
4	3	1	1	2	①	健康こども課	こども班	保育士配置改善事業	次代を担う子どもたちがすこやかに成長するため、保育士定数を超えて保育士を設置し、多様な保育ニーズに的確に対応するための体制づくりを推進する。これにより、保育所に入所する児童の処遇及び保育士の労働条件の改善を図る。	B	
5	4	1	1	2	②	健康こども課	こども班	保育所整備事業	公立保育所については、供用開始から50年以上が経過して各施設ともに老朽化が著しいが、少子化に伴う児童数の減少を見据えて、保育所等の統合を視野に入れつつ、適正な施設管理と保育環境の維持を図るため、必要な修繕を実施していく。	B	
6	4	1	1	3	①	健康こども課	こども班	学童保育事務費	保護者が労働等により昼間家庭にいない児童(小学1年生から4年生)に対し、放課後や長期休業中などの時間を安心して過ごせる安全な居場所を提供する。また、今後、小学1年生から4年生までの受入れ児童数の減少が見込まれることから、定員余剰発生分について、小学5年生から6年生の受け入れについても順次対応していく。	B	
7	5	1	1	4	①	健康こども課	こども班	児童医療費等助成事業(町内児童等医療費等助成)	高校1年生から3年生までの医療費(入院・通院・調剤に係る医療費)のうち、保険診療による自己負担額を助成する(償還払い)。	B	
8	5	1	1	4	①	健康こども課	こども班	子ども医療費助成事業(乳幼児医療対策事業)	0歳から中学3年生までの医療費(入院・通院・調剤に係る医療費)のうち、保険診療による自己負担額を助成する。 ①受給券を交付し、保険診療に係る窓口自己負担額全額を現物支給にて助成する。 ②県補助事業であり、補助対象となる医療費自己負担額の1/2が補助金額となる。 ③町独自事業として、県補助対象外の窓口自己負担額及び、所得超過保護者の医療費負担額について助成する。	B	
9	6	1	1	4	②	健康こども課	健康づくり班	特定不妊治療助成事業	不妊治療を必要とする夫婦の経済的負担の軽減を図るため、医療保険の対象外で高額な治療費を要する特定不妊治療の費用の一部を助成する。助成の対象となる費用に2分の1を乗じて得た額、一年当たり10万円を限度とする。	B	
10	6	1	1	4	④	健康こども課	健康づくり班	子育て世代包括支援センター事業	妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を提供するため、妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種相談に応じるとともに、支援プランの作成や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を展開する。	B	
11	7	1	1	4	⑤	社会文化課	図書館	ブックスタート事業	4・5カ月乳児健診時に絵本2冊が入ったブックスタートパックの配布を行い、保護者も含め乳幼児から読書に馴染める環境づくりを支援する。	B	
12	7	1	1	5	②	社会文化課	生涯学習班	家庭教育支援事業	保護者が家庭教育の重要性を認識し、子どもへのしつけや社会性を身に付けられるよう、家庭教育学級の実施など家庭教育支援の充実を図る。	B	
13	8	1	2	1	①③	福祉課	介護班	包括的支援事業	地域包括ケアシステム構築の推進と相談体制の充実を図るため、地域包括支援センターの配置人員を増員し、機能を強化する。	B	
14	8	1	2	1	②⑥	福祉課	介護班	在宅医療・介護連携推進事業	地域における多職種・多機関によるネットワークを充実し、連携することにより、住み慣れた地域で安心した生活を送るための課題に見える化し、地域づくりを推進する。	B	
15	9	1	2	2	①	福祉課	介護班	一般介護予防事業	高齢者が要介護状態になることを防ぐため、保健師等による各種教室などを通じて、介護予防についての知識を普及する。	B	
16	9	1	2	2	②④	福祉課	介護班	認知症総合支援事業	認知症の正しい知識の普及・啓発を図るとともに、地域での支えあい、温かい見守り体制づくりと早期発見・早期診断に向けた施策を推進する。	B	
17	10	1	2	3	①	福祉課	社会福祉班	老人クラブ活動支援事業	高齢者の生活を豊かにするとともに、知識や経験を活かして地域を豊かにする社会活動に参加して明るい長寿社会を目指すための活動を支援する。	B	
18	10	1	3	1	②	福祉課	障害福祉班	地域生活支援事業(地域活動支援センターⅢ型指定管理)	心身障害者の自立の促進及び社会参加を図るため、地域活動支援センター「たんぼぼ」において、通所者に対する創作的活動又は生産活動の機会の提供、日常生活に必要な事項の指導、社会への適応訓練などを行う。	B	

事務事業評価一覧(第1章)

No.	実施 計画 頁	章名	節名	基本 施策 名	個別 施策 名	課名	班名	事業名称(補助金名称)	事業概要	R4 評価	今後の方針
19	11	1	3	1	③	福祉課	障害福祉班	山武圏域基幹相談支援センター 設置・運営事業	山武圏域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合相談・専門相談、地域移行・地域定着の促進、権利擁護・虐待防止相談支援体制の強化への取組みに向けた基幹相談支援センターを山武郡市内市町と共同設置する。	B	
20	11	1	3	1	④	福祉課	障害福祉班	療育支援コーディネーター配置事業	障害児及びその保護者又は養護者(以下「障害児等」という。)に対する相談支援(福祉サービスの利用、社会資源の活用、社会生活力の向上、権利擁護、専門機関の紹介等)を行うとともに、地域療育システム構築のための検討会を運営し、療育に特化した相談支援の機能強化を図るため、児童のライフステージに合わせた福祉、医療、教育等の関係機関の連携をコーディネートし、もって障害児等の地域生活支援の促進を図る。	B	
21	12	1	3	2	①	福祉課	障害福祉班	地域定着支援利用促進事業	障害者総合支援法に基づき、居家で単身生活の障害者や同居家族が介護できない状況にある障害者に常時の連絡体制を確保し、緊急事態の場合の相談や障害福祉サービス事業との連絡調整などを行うことにより地域での生活が定着できるよう支援する。	B	
22	12	1	3	2	①	福祉課	障害福祉班	山武圏域福祉避難所協定締結促進事業	災害時要援護者に特別の配慮を行うための避難施設(福祉避難所)の整備・運営に関して、障害者支援施設及び障害福祉サービス事業所との協定締結を行うべく、山武圏域自立支援協議会及び山武自治研究会福祉部会を通じて、施設・事業所との連携を促進する。協定締結により、災害発生時に福祉避難所を設置し、災害時要援護者が円滑に避難生活を送ることができるようにしていく。なお、2018年度から協定締結法人数が現行4法人から11法人へ拡充する。	B	
23	13	1	3	3	①	福祉課	障害福祉班	山武圏域自立支援協議会公開研修会事業	障害者・児及び高齢者等の地域生活を支援する上での課題について、問題提起を行い、地域でできる具体的な取組みを考え、山武圏域における地域包括的な支援体制及び福祉関係従事者の人材育成とネットワーク体制を構築するため、山武圏域自立支援協議会主催による公開研修会を開催する。	B	
24	13	1	3	4	②	福祉課	障害福祉班	障害者就労支援事業	山武圏域の就労に係る課題解決を図るための事例検討、事業所・企業等の情報共有・研修・視察に関して、山武圏域自立支援協議会就労部会を活用し、障害者の就労支援を図る。 また、障害者就業・生活支援センターへの登録を促進し、障害者枠での一般就労または福祉的就労に向けた就業面や生活面での相談支援の充実を図る。	B	
25	14	1	4	1	②	福祉課	社会福祉班	地域福祉事業	地域福祉において中心的な役割を担う社会福祉協議会の交流活動を支援し、地域福祉についての理解を深める。	B	
26	14	1	4	2	②	福祉課	社会福祉班	ボランティア育成・活動強化事業	社会福祉協議会等と連携し、ニーズの把握と適切な対応を図り、ボランティア活動を強化する。	B	
27	15	1	4	3	②	総務課	秘書広報班	情報のバリアフリー化事業	視覚障害のある方等に、ウェブサイトを快適に閲覧していただけるようホームページのバリアフリー化を進める。	B	
28	15	1	5	1	①	健康こども課	健康づくり班	自殺対策強化事業	町の各種団体・一般向けに、ゲートキーパー養成講座を実施し、悩んでいる人に気づき、声をかけ、必要な支援につなげ、見守る人を増やし、自殺対策強化を図る。	B	
29	16	1	5	2	②	健康こども課	健康づくり班	歯科保健事業	むし歯予防及び口腔衛生に関する正しい知識を普及するとともに、8020運動を推進するため、乳幼児に対する歯科健診や歯磨き指導、高齢者も含めたよい歯のコンクールを実施する。	B	
30	16	1	5	2	②	健康こども課	健康づくり班	がん検診事業	がんの予防及び早期発見・早期治療により、がんの死亡率を減少させ、町民の健康増進を図るため、集団検診及び個別検診を実施する。(胃がん、大腸がん、子宮がん、乳がん、肺がん、前立腺がん)	B	
31	17	1	5	3	①	東陽病院	総務班	医師確保対策事業	千葉大学や県等への要望活動、民間コンサルを活用した医師募集事業の推進、医学生への奨学金制度のPR活動を展開し、医師の確保に努めると共に近隣病院との連携を強化し、診療体制の維持と病院経営の安定運営を図る。	B	
32	17	1	6	1	②	住民課	国保年金班	特定健康診査事業	40歳から74歳の国保被保険者を対象に、メタボリックシンドローム該当者および予備軍の減少を図るために、特定健康診査を行う。	B	
33	18	1	6	2	①	福祉課	介護班	介護給付費適正化事業	介護サービス提供事業者への指導を通じてケアプラン点検・給付費の適正化を推進するとともに、介護給付費通知によりサービス利用者へ利用実績の確認を促し、事業所の架空・過剰請求の防止を図る。	B	
34	18	1	6	3	②	住民課	国保年金班	後期高齢者健康診査事業	年齢が75歳以上あるいは65歳以上の一定の障害のある方は後期高齢者医療保険制度の被保険者となる。増加する医療給付を抑え制度の健全な運営を行うために、健康診査の受診勧奨を行う。	B	

事務事業評価一覧(第2章)

No.	実施 計画 頁	章名	節名	基本 施策 名	個別 施策 名	課名	班名	事業名称(補助金名称)	事業概要	R4 評価	今後の方針
1	19	2	1	1	①	教育課	教職員・指導室	学力向上推進計画実施事業	児童生徒の学力並びに教員の学習指導力をより高める目的から、町立小中学校に対して「学力向上推進モデル校」を指定し、学力の定着及び学習能力の更なる向上を図る。	B	
2	19	2	1	1	③	教育課	総務班	小学校情報教育推進事業	学習指導要領の改訂に対応するため、すべての小学校における情報教育コンピュータ(タブレット端末と電子黒板)並びに校内ネットワーク環境の更新整備を実施し、ICTを活用した教育環境の充実を図る。	B	
3	20	2	1	1	③	教育課	総務班	中学校情報教育推進事業	学習指導要領の改訂に対応するため、すべての中学校における情報教育コンピュータ(タブレット端末と電子黒板)並びに校内ネットワーク環境の更新整備を実施し、ICTを活用した教育環境の充実を図る。	B	
4	20	2	1	1	④	教育課	教職員・指導室	英語教育推進事業	国際化や初等教育における英語教育の必須から、中学校生徒を対象に実用英語技能検定の取得を推進し、外国語への興味を持たせると同時にグローバルな人間育成を図る。	B	
5	21	2	1	2	①	教育課	教職員・指導室	学校運営体制充実事業	多様な社会環境の中での学校運営体制を更に充実させるため、教職員の資質向上を図る各種研修を実施するとともに、学校運営に対する指導を徹底し、安心安全かつ信頼される学校運営を展開する。	B	
6	21	2	1	3	①	教育課	総務班	学校施設非構造部材耐震化事業	町内小中学校の建物の耐震化はすべて完了しているが、非構造部材(外・内装材、照明器具、本棚等)の耐震化率は低い。児童生徒の安全性の確保、又、非常災害時の避難所としての機能を強化するためにも非構造部材の耐震化を図る。	B	
7	22	2	2	1	③	社会文化課	生涯学習班	ジュニアリーダー育成	リーダーシップと協調性を備えた次世代を担う青少年を育成する。	B	
8	22	2	3	1	①	社会文化課	生涯学習班	講座開催事業	町民のニーズに合った様々な学習機会を提供するとともに、自主的な活動を積極的に支援し、生涯学習を通じた地域の発展やまちづくりの推進を図る。	C	ニーズの把握方法を検討するとともに、新たな講座の創出等に取り組むこと。また、WIFI整備により各施設自体の活用が広がることから、新しい視点での検討も行うこと。
9	23	2	3	2	②	社会文化課	図書館	図書館魅力発信基地化計画事業	図書館の来館者を増やし、町の知名度向上につなげるため、カフェと読書等を楽しめる空間を演出するとともに、講演会などのイベントを開催し、図書館に付加価値をつけることで魅力向上を図る。	C	WIFI整備により図書館自体の活用方法の幅が広がることから、図書館の魅力を発信する新たな取組の検討を行うこと。
10	23	2	3	2	③	社会文化課	図書館	図書資料購入事業	利用者ニーズに対応した蔵書の充実を図るため、図書館資料を定期的かつ計画的に購入する。	B	
11	24	2	4	1	③	社会文化課	生涯学習班	町民ギャラリー開催事業	文化財の調査研究を進めるとともに、歴史・文化資産を活用した地域文化の積極的な発信をする。	B	
12	24	2	4	2	②	社会文化課	生涯学習班	芸術教室開催事業	小学生に一流の芸術に接する機会を提供し、芸術鑑賞能力の向上を図るとともに、豊かな情操の涵養に資する。	B	
13	25	2	4	2	③	社会文化課	生涯学習班	文化祭開催事業	日頃の学習成果を発表・展示することにより、発表者や創作者の意欲向上を図るとともに、広く町民が文化への理解を深める機会とするため、文化祭を開催する。	B	
14	25	2	5	1	③	社会文化課	生涯学習班	保健体育総務事務費(文化スポーツ活動推進費補助金)	文化協会、体育協会及びスポーツ少年団に加入している団体又は個人及び障害者の経済的負担を軽減するため、関東大会等への出場につき助成し、参加者や関係者の今後の活動への意欲向上を図る。	B	
15	26	2	5	1	③	社会文化課	生涯学習班	北総中学校ソフトテニス大会開催事業(北総中学校ソフトテニス大会運営費補助金)	千葉県北総地区中学生のソフトテニス選手の親睦を図るとともに、技術力向上を目指し、北総中学校ソフトテニス大会を開催する。	B	
16	26	2	5	1	③	社会文化課	生涯学習班	青少年剣道大会開催事業(少年剣道大会運営補助金)	剣道を通じ、近隣市町村の青少年との親睦を図るとともに、技術力の向上を目指し、少年剣道大会を開催する。	B	
17	27	2	5	2	①	社会文化課	生涯学習班	体育祭開催事業	広く町民にスポーツを普及し、自らスポーツに親しむことにより体力の向上と健康の増進を図るとともに、老若男女が協力して住みよい郷土・明るいまちづくりを推進することを目的とし、町民を対象とした体育祭を開催する。	C	町民のスポーツを通じた健康づくりや交流の場づくりなどといった目的は継承しつつ、時代に合った新たな手法を検討すること。
18	27	2	5	3	①	社会文化課	生涯学習班	スポーツ協会活動支援事業	スポーツ推進体制の充実に向け、スポーツ協会の活動を支援する。	B	

事務事業評価一覧(第3章)

No.	実施計画 頁	章名	節名	基本 施策 名	個別 施策 名	課名	班名	事業名称(補助金名称)	事業概要	R4 評価	今後の方針
1	28	3	1	1	②	都市建設課	管理計画班	用途地域見直し事業	都市計画マスタープランの方針及び地域の実情を踏まえながら用途地域の見直しを検討する。	B	
2	28	3	1	2	②	都市建設課	管理計画班	横芝光IC周辺整備事業	銚子連絡道路横芝光町IC周辺の土地利用について、活用検討委員会及び関係機関と継続的に協議し、有効活用を検討し事業実施に向け促進する。	E	令和3年度に企画空港課に企業誘致班が設置されたことから、土地利用ビジョン重点戦略に掲げる「横芝光IC周辺の複合拠点の形成」については、企業誘致班が具体的に進めていくこととなった。 それに伴い、令和4年度からの後期実施計画では、「横芝光IC周辺開発事業」として企業誘致班が所管していくが、県土整備部等との協議や用途地域見直し等、引き続き事業実現に対する庁内連携を図っていくこと。
3	29	3	2	1	①	都市建設課	建設班	町道Ⅰ－9号線道路改良事業	交通量の多い路線で、周辺には駅や小学校などがあることから、児童生徒の安全を確保するため、道路の狹隘区間や歩道の未整備区間につき整備する。 事業延長L=1,020m、幅員W=14.0m、整備内容：幅員（車道W＝3.0m×2、両側歩道3.5m）	D	事業完了のため、令和4年度からの後期実施計画においては削除している。
4	29	3	2	1	①	都市建設課	建設班	町道Ⅰ－18号線道路改良(2期)事業	銚子連絡道路のアクセス線として交通量が急激に増加していることから、道路改良事業により整備を行い、利便性の向上と交通の安全性を図る。 事業延長L=920m、幅員W=10.7m、整備内容：幅員（車道W＝3.0m×2、片側歩道3.2m）	B	
5	30	3	2	1	①	都市建設課	建設班	町道Ⅱ－36号線道路改良事業	通勤通学路・農産物供給路として利用頻度が高いことから、道路の狹隘区間などにつき交通の安全確保のため整備する。 全体延長L=1,200m、幅員W=9.25m、整備内容：幅員（車道W＝2.75m×2、片側歩道2.5m）	B	
6	30	3	2	1	①	都市建設課	建設班	町道Ⅰ－7号線道路改良事業(寺方地先)	広域的な交流・連帯を強化することにより、町の活性化につながる道路ネットワークの整備を図るとともに、横路光ICから成田方面へのアクセス道路として早期に整備する。 事業延長L=1,450m、W=9.5m、整備内容：幅員（車道W＝2.75m×2、片側歩道2.5m）	B	
7	31	3	2	1	①	都市建設課	建設班	町道Ⅰ－14号線道路改良事業(木戸・北清水地先)	匝瑳市・山武市・山武郡・長生郡の交流連携を強化する幹線道路であり、広域農道と連携して、農畜産物流通に寄与する重要な路線であることから、早期に整備し、円滑な通行を確保する。 事業延長L=1,580m、W=13.0m、整備内容：幅員（車道W＝3.0m×2、両側歩道2.5m）	B	
8	31	3	2	1	①	都市建設課	建設班	町道Ⅰ－8号線道路改良事業	公共公益施設を結ぶ県道のバイパス的要素を持つ道路であり、かつ骨格道路へのアクセス道路として役割を担う幹線道路であることから、横芝駅周辺の渋滞緩和のため整備する。 事業延長L=790m、W=14.0m、整備内容：幅員（車道W＝3.0m×2、歩道3.0m～3.5m）	B	
9	32	3	2	1	①	都市建設課	建設班	町道Ⅰ－10号線道路改良事業	町の東西を結ぶ幹線路線で、周辺には病院や小学校などがあることから、交差点改良も含め早期に整備を行い、円滑な通行と交通の安全を確保する。 事業延長L=971m、W=14.0m、整備内容：交差点改良、幅員（車道W＝3.0m×2、歩道3.5m×2）	B	
10	32	3	2	2	①	都市建設課	建設班	舗装修繕事業	幹線道路及び生活道路の舗装の老朽化による破損等を未然に防止する修繕を行い、住民が安心して暮らせる道路整備を実施する。	B	
11	33	3	2	3	①	企画空港課	企画政策班	横芝駅バリアフリー施設整備事業	横芝駅ホームにエレベータ等を設置しバリアフリー化を図る。	D	令和3年度から開始しているエレベーター設置工事について、計画どおりに進め、令和4年度中には供用を開始することで、本事業については削除する。 なお、令和4年度からの後期実施計画においては、「横芝駅舎利活用事業」として更なる横芝駅の利便性向上及び魅力向上に努めていくこと。
12	33	3	2	3	③	企画空港課	企画政策班	生活路線バス運行事業(循環バス運行費補助金)	交通空白地域を解消し、交通不便者に対する移動手段を確保するため、利用状況等を把握しニーズに合った循環バスを運行する。	B	
13	34	3	2	3	③	企画空港課	企画政策班	乗合タクシー運行事業	交通空白地域を解消し、交通不便者に対する移動手段を確保するため、利用状況等を把握しニーズに合った乗合タクシーを運行する。	B	
14	34	3	2	3	④	企画空港課	空港班	空港シャトルバス運行事業	芝山鉄道延伸の促進を図るため、成田空港方面への交通手段として空港シャトルバスを芝山鉄道延伸連絡協議会(山武市・芝山町及び横芝光町)で運行する。	B	
15	35	3	2	3	⑤	企画空港課	企画政策班	新たな公共交通網整備事業	横芝駅と町外を結ぶアクセスの向上を図るため、成田市方面へのシャトルバスを試験運行する。また、実績を基に需要と費用対効果を検証検討する。	E	試験運行として始めた横芝光号成田便については、令和元年12月から本運行になったことから、本事業名での事務事業評価を終了する。 しかしながら、同事業名において、令和4年度中に運行開始予定の東京行き高速バスに伴う横芝光ICバス停整備工事を後期実施計画では掲げ、公共交通の更なる充実と町民の利便性向上を図ること。

事務事業評価一覧(第3章)

No.	実施 計画 頁	章名	節名	基本 施策 名	個別 施策 名	課名	班名	事業名称(補助金名称)	事業概要	R4 評価	今後の方針
16	35	3	3	1	②	都市建設課	管理計画班	住宅改修補助事業	安心して暮らせる住環境の確保及び住環境の質の向上を図るため、民間住宅のリフォーム、耐震診断、耐震改修に対して経費の一部を補助する。	B	
17	36	3	3	2	①	都市建設課	管理計画班	町営住宅大規模修繕事業	町営住宅小田部団地に設置されている単独浄化槽2基を合併浄化槽1基に転換するとともに、排水系統を改修し、生活環境及び住宅の維持管理の改善を図る。	D	大規模改修工事の事業完了に伴い、本事業は削除する。 今後は計画的な維持管理に努めること。
18	36	3	3	3	①	都市建設課	管理計画班	空家住宅管理事業	快適な住環境を確保するため、町内に点在する空家住宅を抽出するとともに、空家実態調査・意向調査を実施し、横芝光町空家等対策計画を策定する。この計画に基づき、空家住宅の適正な維持管理を促す。	C	空家バンクへの登録数を増やす試みのほか、空家の有効活用につながる新たな取組みを視野に所有者の意向調査に向けた準備を進めていくこと。
19	37	3	4	1	③	環境防災課	環境班	水道高料金対策操出事業	安全な水の安定供給のため、水道事業体の運営精査及び支援を行う。	B	
20	37	3	4	2	①	環境防災課	環境班	浄化槽設置促進補助事業	地下水及び栗山川の水質汚濁防止のため、単独処理浄化槽及び汲取便槽からの転換について助成し、合併処理浄化槽の設置促進を図る。	B	
21	38	3	5	1	②	環境防災課	環境班	資源リサイクル促進事業	ごみ減量及び資源の再生利用を促進するため、不要となった資源再生利用物を回収する。	B	
22	38	3	5	2	②	環境防災課	環境班	合併処理浄化槽等維持管理推進事業	合併処理浄化槽などの適正な維持管理を推進するため、広報紙等で保守点検、清掃等の周知を徹底する。	B	
23	39	3	5	3	①	環境防災課	環境班	環境衛生事務事業	騒音、振動、悪臭などの公害について、関係機関との連携を強化し、相談窓口(国、県)の周知等により、公害防止の啓発を図る。	B	
24	39	3	5	4	①	環境防災課	環境班	火葬場負担金事業	火葬場施設の維持管理のため、火葬場事業体への支援及び運営精査を行う。	B	
25	40	3	5	5	①	企画空港課	空港班	航空機騒音障害防止対策事業	成田国際空港に離発着する航空機騒音によって、住民の生活が著しく阻害されていると認められている地域に対し、その障害を防止し、併せて住民の生活の安定と福祉の向上に資するため、その事業に要する経費に対し補助金を交付する。	B	
26	40	3	6	1	①	環境防災課	環境班	環境美化推進事業(町内一日清掃)	住民による自主的な環境美化活動を推進するため、ボランティア活動を通じて、地域及び自宅周辺の除草作業及びごみ拾い等を実施する。	B	
27	41	3	6	1	④	環境防災課	環境班	再生可能エネルギー推進事業(住宅用省エネルギー設備等導入促進事業)	地球温暖化の防止及び地域おける再生可能エネルギーの導入促進を図り、住宅用太陽光発電システム・太陽熱利用システムを設置する者に対し補助金を交付する。	B	
28	41	3	6	2	①	都市建設課	管理計画班	景観整備適正化事業	町の資源を活用した個性的で魅力ある景観が保てるよう景観法の活用を検討し、保全活動を行いつつ意識啓発活動を推進する。	B	
29	42	3	7	1	①	都市建設課	管理計画班	栗山川改修促進事業	栗山川改修工事促進期成同盟による千葉県等への要望活動等により改修事業の促進を図る。	B	
30	42	3	7	1	③	環境防災課	環境班	環境美化推進事業(栗山川周辺環境ボランティア)	住民による自主的な栗山川の環境保全活動を推進するため、住民や町関連事業所等によるボランティア活動を通じて、栗山川堤防沿いの除草作業及びごみ拾いを実施する。	C	当町は町づくりの主軸の一つとして「栗山川の活用」を掲げている。今後さらに栗山川堤防上道路の舗装整備などハード面における整備が進んでいくことから、栗山川景観維持の向上に向けたボランティア確保の模索を継続的に行っていくこと。
31	43	3	7	1	④	都市建設課	管理計画班	栗山川情報発信事業	町のシンボルである栗山川に関する情報を発信し、新たな人の交流やにぎわいを創り、栗山川の活用を推進する。	B	
32	43	3	7	2	②	産業課・環境防災課	経済班・環境班	九十九里海岸保全事業	小学生及びボランティア等との協働により海岸クリーン運動など、海岸清掃活動を行う。	B	
33	44	3	8	1	①	社会文化課	施設管理班	公園環境美化推進事業	ふれあい坂田池公園をボランティア等による、より多くの清掃活動の協力を求めて、施設環境の良好な保全に務める。	B	
34	44	3	8	2	①	産業課	農政班	わたしの街緑づくり事業	緑の募金還元事業で町内の小学校に花の苗を配布することで、緑化意識の向上を図る。	B	

事務事業評価一覧(第4章)

No.	実施 計画 頁	章名	節名	基本 施策 名	個別 施策 名	課名	班名	事業名称(補助金名称)	事業概要	R4 評価	今後の方針
1	45	4	1	1	②	環境防災課	防災班	防災対策事務費	住民の防災意識の高揚と災害対応力の浸透を図るため、関係機関と連携し防災訓練や、津波・土砂災害等各種避難訓練等を実施する。また、防災啓発のため講話や講演を実施する。	B	
2	45	4	1	1	③	環境防災課	防災班	防災対策事務費	防災啓発により地域コミュニティの活性化を促し、地域防災力の向上を図ることで自助・共助の精神をはぐくみ、自主防災組織設立の機運を高める。	B	
3	46	4	1	1	⑥	環境防災課	防災班	防災対策事務費	災害に備えるべく、指定緊急避難場所及び指定避難所の整備を図る。	B	
4	46	4	1	2	②	環境防災課	防災班	防災対策事務費・防災行政無線維持管理事業	災害や有事の際、国からの情報や町からの避難情報等を住民へ周知するため警報システム等の整備及び適正管理を実施する。	B	
5	47	4	2	1	①	環境防災課	防災班	消防車両整備事業・消防団活動費・消防施設整備事業	消防団に配備された車両等装備の計画的な更新を図る。	B	
6	47	4	2	1	②	環境防災課	防災班	施設整備事業	住宅密集地や水道管未整備地域など、地域の実情にあわせた消防水利の配置・維持管理等に努める。	B	
7	48	4	2	1	③	環境防災課	防災班	消防団活動費	消防団の重要性と必要性について周知活動を行い、また、地域の実情にあった団員定数の見直しを検討し、適正な人員確保を図る。	B	
8	48	4	2	2	①	環境防災課	防災班	常備消防事業	救命に効果的とされる初期の救急救命処置のさらなる充実化に向け、救命士の育成・確保や初期救急の普及等に取り組む。	B	
9	49	4	3	1	①	環境防災課	防災班	防犯指導及び啓発事業	防犯指導員による青色回転灯装備車両での夜間パトロールや、家屋診断(チラシ配布)等を実施し、防犯の意識啓発を行う。また、町内行事に際して、会場警備等の防犯活動を行う。	B	
10	49	4	3	1	②	環境防災課	防災班	防犯灯維持管理事業・防犯灯設置事業	夜間における犯罪、事故等の発生を防止するため、町内に設置した防犯灯の適正な維持管理を行うとともに、随時LED灯へ移行する。	B	
11	50	4	3	2	①	環境防災課	防災班	交通安全指導及び啓発事業	交通安全指導員の確保に努め、警察署等と連携し、住民の交通安全意識のより一層の啓発に取り組む。	B	
12	50	4	4	1	①	産業課	経済班	消費生活相談窓口事業	消費生活におけるトラブル等に係る相談窓口を設けることによって、問題の解決や、被害の未然防止を図る。消費生活相談員による週1日の相談業務や司法書士による月1回の相談業務のほか、出前講座による啓発活動を行う。	B	

事務事業評価一覧(第5章)

No.	実施 計画 頁	章名	節名	基本 施策 名	個別 施策 名	課名	班名	事業名称(補助金名称)	事業概要	R4 評価	今後の方針
1	51	5	1	1	①	産業課	農政班	地産地消食育推進事業	町内産の農産物の利用を促進し、地産地消と食育を推進することで、町民が農に親しみ、食に対する意識を高め、町民の健康で文化的な生活と農業の活性化を図る。	B	
2	51	5	1	2	①	産業課	農政班	横芝光町産農産物販路開拓モデル事業	町の基幹産業である農業を振興し、農畜産物の高付加価値化や生産体制と販売ルートの研究、体験型農業を活用し、若者の雇用拡大と観光客等の来訪客の増加を図る。	B	
3	52	5	1	2	②	産業課	経済班	(仮称)産直交流施設検討事業	地場産業の活性化、エコツーリズムの推進、インバウンド観光の促進、地域情報の発信のための施設のみならず、交流人口の拡大と町内人口流出の抑制を目的とし、従来の「産直交流施設」に捉われない新たな創造性を育む「産直・交流・ツーリズムステーション」を整備する。	-	R1行政評価委員会で「休止」
4	52	5	1	3	①	産業課	農政班	農業経営体支援型新規雇用創出事業	町農業の中心的な経営体の育成と安定的な雇用の拡大を図るため、経営規模拡大を目標に新規に1人以上を雇用する農業経営体に対し補助する。	-	R1行政評価委員会で「休止」
5	53	5	1	3	①	産業課	農政班	経営・法人化支援事業	町農業の安定的な発展を図り、地域の中心的経営体となる大規模経営体の法人化と新規就農者の育成を推進するため、経営者研修や新規就農者研修等を開催する。	C	活動指標の計画を達成し、成果指標につながるよう積極的な検討をすること。また、農業経営体に対する支援の要望が強いことから、広い視野からの検討が必要と思われる。
6	53	5	1	3	①	産業課	農政班	新規就農支援事業	町農業の維持発展を図り、新規就農者及び新規就農意向者に対し支援することで、農業経営を確実なものとし、新たな担い手を確保する。	-	R1行政評価委員会で「休止」
7	54	5	1	3	④	産業課	農政班	需給調整推進対策奨励事業	担い手農家の経営の安定に資するため、飼料用米、麦、大豆などの戦略作物への取り組みを推進し、主食用米の需要に応じた生産の促進と水田農業全体としての所得の向上等により、農業経営の安定を図る。	B	
8	54	5	1	4	②	産業課	農政班	空き家農家活用事業	今後増加する可能性のある空き家農家対策として、新規就農者へ情報提供するなど有効な活用方策を検討する。	C	ニーズの把握や物件の把握方法を調査・研究すること。また、その上で具体的な事業化の可否を検討すること。
9	55	5	2	1	③	産業課	経済班	観光情報発信事業	横芝光町観光まちづくり協会をはじめ、町内観光事業者と連携した魅力ある観光情報の発信を行う。	B	
10	55	5	2	1	⑥	産業課	経済班	横芝駅前情報交流館管理事業	町の玄関口であるJR横芝駅の機能補完と、空洞化した駅周辺の賑わいの創出、観光まちづくり協会設立を契機とした観光サービスの充実と移住業務との連携を目的に整備した横芝駅前情報交流館「ヨリドコロ」を有効に活用し、町の案内役(ガイド)を育成しながら、情報発信と情報提供機能を高め、町の魅力発信の核となる施設の運営を目指す。	B	
11	56	5	2	2	②	産業課	経済班	ニューツーリズム開発促進事業	栗山川、九十九里浜、四季折々の田園風景、多彩な農産物など、町の地域資源を活用したニューツーリズムを開発し、観光活用と情報発信により新たな産業として発展させる。	B	
12	56	5	2	2	⑥	産業課	経済班	インバウンド観光推進事業	観光に関わる各種団体との連携を強化し訪日外国人旅行者の受入を推進する。	B	
13	57	5	3	1	②	産業課	経済班	商工振興支援事業	商工会と連携し企業の人材育成、後継者の確保、資質能力、技術力を向上するための研修会の開催を検討する。また、関係機関が開催する人材育成研修会の情報を提供する。	B	
14	57	5	3	2	①	産業課	経済班	地域ブランド創出事業	商工会をはじめとする関係団体や事業者などと協働し、農業・観光と商工業との連携による地域ブランド創出を図ります。	B	
-	58					産業課	経済班	工業振興事業	新たな技術開発や新製品の開発などを行う企業に対して商工会等と連携を図り各種支援を行う。		削除
15	58	5	3	2	②	産業課	経済班	商工業振興運営事業(新規)	商工会による経営相談や指導を支援することによって、経営改善普及を図り町内商工業者の活性化を図る。 商工会と連携し、各種振興施策制度の周知を行う。	B	
16	58	5	3	4	①	企画空港課	企業誘致班	産業情報発信事業	町への企業進出を促進するため、企業誘致用地等登録制度(企業版空き地バンク)を創設し、企業誘致候補地の情報を発信することにより企業誘致を促進する。	E	令和4年度からの後期実施計画においては事業の明確化のため、「企業版空き地バンク事業」として継続していくことから、今後も積極的に事業を進めていくこと。
17	59	5	3	4	②	企画空港課	企業誘致班	企業誘致促進事業	町への企業進出を促進するため、企業からの問合せ対応や訪問を積極的に行い、企業誘致を目指す。 横芝光インターチェンジ周辺の事業計画を立案し、地権者や関係機関調整を経て企業誘致を進める。	B	
18	59	5	4	1	②	産業課	経済班	雇用促進事業	町内事業所の人材を確保するため、求人情報誌を発行して情報提供するとともに、町内事業所と求職者とのマッチングを図る。また、町商工業の活性化に向け、創業塾の開催などにより、町内における創業や第二創業を支援する。	B	
19	60	5	4	1	②	産業課	経済班	雇用促進事業	町内における若年者の雇用拡大と雇用の定着を推進し、町内における定住促進を図るため、新規学卒者を雇用した事業者に対し補助する。	-	R1行政評価委員会で「廃止」

事務事業評価一覧(第5章)

No.	実施 計画 頁	章名	節名	基本 施策 名	個別 施策 名	課名	班名	事業名称(補助金名称)	事業概要	R4 評価	今後の方針
-	60					産業課	経済班	企業誘致推進事業	成田国際空港への近接性や広域的交通の利便性といった産業立地の魅力を発信しながら、県や空港周辺市町と連携し企業誘致に努める。		削除
20	60	5	2	2	⑤	企画空港課	企業誘致班	観光企業誘致事業(新規)	広域交通の利便性を活かしインバウンド観光客及び都市住民をターゲットとした観光企業をこどもの国跡地に誘致する。	B	
21	61	5	4	2	②	産業課	経済班	雇用促進事業・仕事マッチング事業	町内の雇用拡大と雇用の定着を図るため、役場庁舎内求人情報コーナーの充実、ハローワークや商工会等との連携強化による情報収集の充実、就労イベントの開催(就職支援セミナー、就職面接会など)、商工会との連携による月1回の求人情報広告の発行と求人情報の商工会ホームページへの掲載を進める。	B	
22	61	5	5	1	①	企画空港課	企画政策班	移住定住促進事業	町内への移住定住を促進するため、移住・定住に係る情報の一元化やホームページの開設、サポートセンターによるワンストップ相談窓口の整備など、受入体制の整備と情報発信を進める。	B	
23	62	5	5	2	②	企画空港課	企画政策班	創生プロモーション事業	横芝光町を愛し、住みたい人の増加を図るため、町の持つ優れた自然環境や地域資源を町民に再認識してもらうとともに、県内外にこれらの魅力を積極的にPRする。また、町の認知度向上を図るためプロモーションビデオを活用し、居住地として選ばれる町の情報を世界に向けて発信する。	C	千葉大学や町内に既に有するあらゆる人材(人財)などと共同した新たな取組を検討すること。
24	62	5	5	2	③	企画空港課	企画政策班	子育て世代魅力発信事業	「子育て支援の充実した町」「子育てのしやすい町」を町内外の子育て世代に積極的にPRし、横芝光町に移住したい・興味がある人を増加させる。	D	「移住定住促進事業」や「創生プロモーション事業」との重複内容であることから、本事業は削除する。 しかしながら、令和4年度からの後期実施計画においても、その2つの事業や子育て関係部局などとの連携の中で、子育て世代や若者に向けて積極的にPRを進めていくこと。
25	63	5	5	3	②	企画空港課	企画政策班	千葉大学COCプラス連携事業	千葉大学の「COCプラス(地(知)の拠点大学による地方創生推進事業)」と連携して、地元企業や地域社会とともに、若者に魅力があると思える産業と仕事を創り出し、若者が横芝光町に集積される仕組みを構築する。	D	千葉大学の「COC+(地(知)の拠点大学による地方創生推進事業)」との連携事業としては、令和元年度で事業終了していることから、本事業は削除する。 なお、まち・ひと・しごと総合戦略に位置づけた事業として、令和2年度以降「千葉大学包括連携事業(創生)」は継続していることから、引き続き官学連携事業を推進し、若者に向けた町の魅力開発を進めていくこと。

事務事業評価一覧(第6章)

No.	実施 計画 頁	章名	節名	基本 施策 名	個別 施策 名	課名	班名	事業名称(補助金名称)	事業概要	R4 評価	今後の方針
1	64	6	1	1	①	住民課	住民班	人権啓発事業	小・中学生からの人権に関する作文・ポスターの募集や、人権教室の開催により子供のころから人権に対する意識を高める。	B	
2	64	6	1	2	①	住民課	住民班	人権相談事業	人権擁護委員による定期人権相談を毎月2回開催し、町民の人権問題に対応する。	B	
3	65	6	2	1	①	企画空港課	企画政策班	男女共同参画推進事業	男女共同参画意識の醸成を図るため、家庭や地域において意識啓発を促進する。	B	
4	65	6	2	2	②	企画空港課	企画政策班	女性の活躍推進事業	女性の活躍推進を図るため、行政及び地域社会への参画を推進するとともに、働く場での男女のワーク・ライフ・バランスの意識啓発を促進する。	B	
5	66	6	3	1	①	教育課	総務班	英語講師配置事業	国際化社会に適応するために必要となる外国語への適応力や教育課程における英語教育の充実を図るためALT(外国語指導助手)を活用し、国際教育を推進する。	B	
6	66	6	3	2	②	企画空港課	企画政策班	国際交流事業	国際的な視野を持った人材を育てるため、住民が外国人との交流を通じて、国際理解を深め、一人ひとりの国際感覚を養う機会を充実する。	B	
7	67	6	4	1	①	企画空港課	企画政策班	タウンマネジメント人材育成事業	町の担い手となる地域活動リーダーや、コミュニティビジネスの起業家などを育成するため、タウンマネジメント講座を開催するとともに、修了者のネットワークを構築し、町と人の活性化を促進する。	-	R1行政評価委員会で「廃止」
8	67	6	4	2	①	企画空港課	企画政策班	提案型協働のまちづくり推進事業	住民のふれあいを図り、新たな地域の連帯意識を醸成するため、町内生活圏を共にする集団の活動の活性化を促進する。	B	

事務事業評価一覧(構想)

No.	実施 計画 頁	章名	節名	基本 施策 名	個別 施策 名	課名	班名	事業名称(補助金名称)	事業概要	R4 評価	今後の方針
1	68	構想	1	1	②	総務課	秘書広報班	ご当地アプリ開発事業	若者の定住を促進するため、町が発信している様々な情報を、スマートフォンで受信閲覧できるアプリを開発し「住みやすさ」を提供する。併せて、町の最新ニュースや行政情報、観光情報など、町民が共有できる情報をリアルタイムに配信し、さまざまな行政サービスへの活用を図る。	-	R1行政評価委員会で「廃止」
2	68	構想	1	2	②	総務課	秘書広報班	対話行政推進事業	町民、各種団体、事業者等との協働のまちづくりを目指して、町長自らが地域に出向き意見交換をすることにより、これからのまちづくりについて共に考える。	B	
3	69	構想	2	1	④	総務課	行政班	個人情報保護の徹底	個人情報の適切な管理のために、必要な措置を定めることにより、個人情報の漏えい、滅失又は毀損を防止し、適正管理を図る。	B	
4	69	構想	2	2	①	総務課	行政班	職員研修事業	地方分権改革を担うことのできる職員を育成するため、各種研修への積極的な参加を促し、専門知識の習得など職務能力の向上及び自己研鑽と能力向上への意欲の醸成を図る。	B	
5	70	構想	2	3	①	企画空港課	企画政策班	行政評価事業	総合計画の施策・個別施策及び実施計画事業について、目標達成を表す成果指標(活動指標)を設定し評価することでPDCAサイクルのもと効果的で効率的な行財政運営に努める。また、評価結果に基づき費用対効果等を考慮して予算編成等を行う。	B	
6	70	構想	3	1	①	財政課	財政班	財政計画策定事業	総合計画に位置付けられる施策、事業等の円滑な推進を図るため、中長期的な展望に立った財政計画を策定する。	B	
7	71	構想	3	2	①	財政課	管財班	個別施設計画策定事業	公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の効率的な管理運営に向け長期的な更新・統廃合・長寿命化等を計画的に実施するため、個別施設計画を策定する。	B	
8	71	構想	3	2	②	財政課	財政班	施設使用料の見直し	受益者負担の公平性の観点から、使用料見直し基本方針を定め各施設の使用料を見直す。	D	令和4年度からの後期実施計画においては削除しているが、引き続き「使用料見直し基本方針」に基づき進めていくこと。
9	72	構想	4	1	③	企画空港課	空港班	戦略的な連携事業	成田空港圏自治体において連携し地域の活性化を図る。	B	